

「中小企業金融円滑化法」が間もなく終了！ 経営者が知っておくべき

「経営改善計画書」のつくり方

✓ 円滑化法の問題点

中小企業金融円滑化法(円滑化法)が今年3月末に、いよいよ終了することになります。

円滑化法では中小企業と取引する金融機関に対して、貸付条件の変更など、債務の弁済負担を軽減する措置の努力義務を課してまいりました。一方で、条件変更などを受ける中小企業に対しても「経営改善計画」を策定し、経営立て直しの取り組みを求めています。

貸付条件の変更などの実行率が90%超の水準になるなど、金融機関の取り組みは定着してまいりました。しかし、経営改善計画の策定を行わない中小企業が多く存在しているなど、問題点も指摘されています。

✓ 金融機関の対応は「どうなる?」

およそ1年前の2012年4

月、中小企業の経営改善・事業再生の促進を図るため、「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」(政策パッケージ)が公表されました。「出口戦略」とも言われており、次の3点がポイントとなっています。

- ① 金融機関によるコンサルティング機能の二層の発揮
自助努力による経営改善や抜本的な事業再生・業種転換・事業承継による経営改善が見込まれる中小企業に対して、金融機関は外部専門家などと連携を図りながらコンサルティング機能を発揮。最大限支援していく(問題を先送りせず、経営改善に取り組む中小企業に対して金融機関も協力する、ということです)。
- ② 中小企業再生支援協議会などの機能および連携の強化
財務内容の毀損度合いが大きく、債権者間調整を要する中小企業に対しては、中小企業再生支援

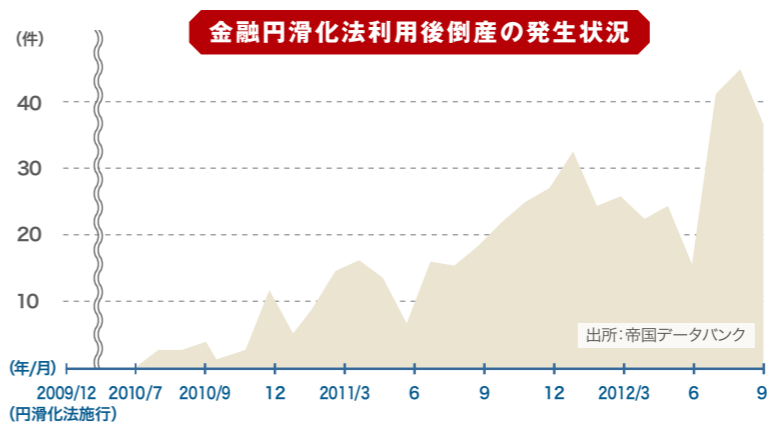
協議会(再生協議会)などを通じて事業再生を支援する(事業の黒字化が見込めるなど、銀行が債権放棄すれば助かる企業に対しては、再生協議会が金融機関との調整を行う、ということ)です。

③ その他経営改善・事業再生支援の環境整備
金融機関によるコンサルティング機能の発揮にあたって、経営改善・事業再生支援を行うための環境整備を構築する(円滑化法の期限切れにより企業倒産が同時多発しないよう、銀行と行政が連携してソフトランディングを目指す、という意味)です。

✓ 経営改善計画の策定が不可欠

条件変更などを受けている中小企業からは不安の声が多く聞かれるなか、円滑化法の期限切れを前に、大手地方銀行を中心に中小企業融資に対し、貸倒引当金を予防

的に積み増す動きが広がっています。金融機関の動きが慌ただしくなっているのです。帝国データバンクの調査による



アクタスマネジメントサービス株式会社
アクタス税理士法人
パートナー/税理士

中堅・中小企業に対する税務申告やタックスプランニングなどの税務業務、会計・経営に関するコンサルティング業務を行っている。特に経営改善、業務改善の提案コンサルティングに注力。株式会社産業再生機構での経験を活かし、中小企業の再生支援業務や会社分割・合併などの企業再編制コンサルティングにも携わっている。税務の枠にとられない会社経営視点に立ったアドバイスを心がけている。

アクタスグループ
本部/東京都港区赤坂3-2-6 赤坂中央ビル7F
税理士、社会保険労務士、公認会計士などの専門家で構成する会計事務所グループ。スタッフ数は約130名。東京に3拠点(赤坂、荒川、立川)、大阪に1拠点の計4拠点を持つ。経営コンサルティングを提供する「アクタスマネジメントサービス」を中核に、連結納税や国際税務などの専門性の高い税務コンサルティングを提供する「アクタス税理士法人」、社会保険労務士業務を提供する「アクタス労務研究所」などで構成。
URL / http://www.actus.co.jp
TEL / 03-3224-8888
Mail / info@actus.co.jp

と、円滑化法を利用して貸付条件の変更などを受けていた企業の倒産が増加傾向にあります(右ページのグラフ参照)。倒産にいたる過程を見ると、円滑化法利用による救済を受けても経営改善が進捗せず、事業継続できなくなったケースが多いと分析されています。中小企業の経営環境は厳しい状況が続いていますが、現状を打破し、事業を再構築するためには、我慢して耐えるのではなく自ら行動

することが必要となります。具体的には、①会社の現状を理解する、②経営改善計画を策定する、③経営改善計画を実行するこの3点です。また、金融機関を味方につけ、パートナーとして良い関係を構築していくことも必要です。円滑化法の期限切れに備えた金融機関の動向を注視し、専門家の指導を仰ぎながら「経営改善計画書」を作成することが経営改善に向けたスタートになります。

金融円滑化法の期限切れに備える! 「経営改善計画書」のつくり方

中小企業にとって厳しい経営環境が続いています。現状を打破し、事業を再構築するためには、我慢して耐えるのではなく、自ら行動することです。そのスタートは、「経営改善計画」の策定です。金融機関の最近の動向を踏まえた経営改善計画書の作成方法について、わかりやすく解説します。業績が順調に推移している企業においても役立ちます。そして、なにより知っておいて損のない内容です。多くの方の参加をお待ちしております。

日時
2013年2月15日(金)
14時～16時 (受付:13時30分)

会場
アクタスマネジメントサービス株式会社 セミナールーム
〒107-0052 東京都港区赤坂3-2-6 赤坂中央ビル7F

定員 料金
先着**20名** **無料**

今回のセミナーのポイント

- ① 金融円滑化法終了に向けた金融機関の動向
- ② 経営改善計画書作成のポイント
- ③ 経営改善に取り組む中小企業のための制度

講師
アクタスマネジメントサービス株式会社
アクタス税理士法人
パートナー/税理士

勢 健一 (せしめ けんいち)

セミナー実績
「財務、税務から見た企業再生」「税理士のための企業再生」「経営者のための資金繰り」「中小企業円滑化法の徹底活用術」

執筆実績
「貸出条件緩和先の再建計画書」(共著、銀行研修社)、「産業再生機構 事業再生の実践」(共著、商事法務)、「経営支援実務の専門誌 月刊ターンアラウンドマネージャー」(銀行研修社)など。

申込方法
Webサイトからお申込みください
http://www.actus.co.jp
0120-459-480
seminar@actus.co.jp
検索はコチラから▶▶▶ アクタスマネジメント 検索